

履修の制限


セメスター制
p. 4

科目を履修するにあたっては、以下のような制限があります。

- (1) 各セメスターで履修できる科目は、その合計が16単位以内です
(詳しくは、下記「履修登録単位数の制限(上限16単位)」を参照)
- (2) 履修できる科目は、各人が在籍するセメスターおよび下位セメスターにて開講の科目とします
* 在籍するセメスターより上位セメスターで開講している科目は履修できません。
- (3) B評価以上で合格した科目は、原則として再履修することはできません
- (4) 同一時間帯に1科目を超えて履修することはできません
- (5) 定期試験終了後、休暇期間中に開講される授業の履修登録および単位の認定は翌セメスターに行います
* したがって、卒業時の最終セメスター(学期)の学生は「履修単位の制限(上限16単位)」の項にある履修上限外の科目は受講できません。

履修登録単位数の制限(上限16単位)

各人が1週間に授業を受講して学修するには、おのずと限界があります。そこで本学では、履修できる科目の合計単位を各セメスター16単位以内としています。上限16単位を超えて登録することは認められていません。

ただし、以下の条件を満たした場合に、上限16単位を超えて最大2単位までを履修登録することができます。

- (1) 前セメスターの当該学期GPA3.20以上
- (2) 前セメスターの履修登録単位数が15単位以上
- (3) 前セメスターの履修登録単位すべての単位を修得
- (4) 所定の手続きを行うこと

その他、上限16単位に含めない単位として、以下のものがあります。

- (1) 「玉川の教育」
- (2) 「音楽Ⅰ」
- (3) 「音楽Ⅱ」
- (4) 「体育」
- (5) 「アート・スタンダード」
- (6) サマーセッション、ウィンターセッションで修得した単位
- (7) 本学通信教育部が行う学内スクーリングの教職科目の単位(教育学部のみ)
- (8) 海外留学・研修(SAEプログラム等)で修得した単位
- (9) 首都圏西部大学/ネットワーク多摩単位互換制度および共同授業の単位
- (10) 入学前に修得した単位(玉川大学学則第16条~第18条により認定)
- (11) インターンシップを実施して認定された単位
- (12) 外国語科目の履修免除制度で認定された科目


首都圏西部大学/ネットワーク
多摩単位互換制度および共同授業
p. 23

玉川大学学則
『学生生活ガイド』
p. 134~143